

新潟県災害薬事コーディネーターを設置します

県では、災害時に、被災地の医薬品等の供給確保に関する調整等を行う災害薬事コーディネーターの設置に向けた取組を進めてきたところです。

このたび、公益社団法人新潟県薬剤師会（所在：新潟市中央区/会長：荻野構一氏）と「新潟県災害薬事コーディネーターの派遣等に関する協定」を締結するとともに、協定を受けて本県の災害薬事コーディネーターの委嘱を行うこととしました。

新潟県災害薬事コーディネーターを委嘱するにあたり、委嘱状の伝達式を下記のとおり行います。

記

1 日 時

令和 8 年 3 月 19 日 (木) 午後 4 時から

2 場 所

新潟県庁行政庁舎 2 階 201 会議室（新潟市中央区新光町 4 番地 1）

3 新潟県災害薬事コーディネーター被委嘱者

(公社)新潟県薬剤師会から推薦があった者（3名）

4 委嘱状伝達者

新潟県福祉保健部長 中村 洋心

5 取材のお問い合わせ

取材をご希望の際は 3 月 18 日 (水) 午後 5 時までに、担当者名、連絡先電話番号を下記お問い合わせ先へご連絡ください。

6 その他

新潟県災害薬事コーディネーターの詳細については、別紙をご確認ください。

本件についてのお問合せ先
感染症対策・薬務課 薬務係 樋口
(直通) 025-280-5783 (内線) 2542

災害薬事コーディネーターの設置について**○ 災害薬事コーディネーターとは**

災害薬事コーディネーターとは、災害時に、被災地の医薬品等の供給確保に関する調整等を行うため、都道府県において任命された薬剤師である。

令和7年3月に厚生労働省から災害薬事コーディネーターの運用の指針となる「災害薬事コーディネーター活動要領」が示され、本県においても設置を行うもの。

○ 新潟県災害薬事コーディネーターの設置内容**① 区分**

- ・ 県災害薬事コーディネーター（原則、県災害対策本部に交代で配置）
- ・ 地域災害薬事コーディネーター（保健所単位で設置される災害医療コーディネーターチームに配置を想定）

② 委嘱

- ・ 県薬剤師会からの推薦により、知事が委嘱
- ・ 活動内容や身分保障等について、（県⇄県薬剤師会）協定を締結
- ・ 任期は2年程度を予定（更新可）
- ・ 委嘱にあたっての資格要件は、以下のとおり。

- ・ 日本災害医学会「PhDLS プロバイダー（標準）コース」又は「PhDLS インストラクターコース」修了者

PhDLS (Pharmacy Disaster Life Support) ; 日本集団災害医学会（現・日本災害医学会）により2015年度に開発された災害薬事に関する研修会。災害医療の基本や災害薬事について学ぶ機会として、日本各地で開催されている。

- ・ 日本災害医学会の「災害医療認定薬剤師」の認定取得者
- ・ 災害薬事コーディネーター配備推進事業（国補助事業）実施要綱に基づく災害薬事コーディネーター研修会受講者
- ・ 上記に相当する者として、知事が認める者

③ 職務**【平常時】**

- ・ 災害時の医薬品等の情報把握やマッチング等に係る県への助言
- ・ 県災害時医療救護活動マニュアルの改正作業等への助言
- ・ 関係団体や関係業者（医薬品、医療機器卸販売業者等）と連携構築するに当たっての助言

【災害時】

- ・ 県災害対策本部における、災害時の医薬品や医療用資器材等の供給調整に係る助言及び支援等